

## 寄付金（賛助会費）の税額控除等について

平成 24 年 4 月 1 日から本会が公益財団法人に移行したことにより、特定公益増進法人（寄付金優遇措置の対象）となりました。

### ◆ 賛助会員賛助金（個人の場合）

所得税について優遇措置の対象となり、「所得控除」又は「税額控除」のいずれかの選択となります。

※ 所得控除（所得税法第 78 条第 2 項第 3 号による）を選択した場合  
(寄付金 - 2,000 円) = 所得控除額

※ ただし、所得税控除額は、総所得金額の 40%相当額が限度です。

※ 税額控除（租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項による）  
を選択した場合

(寄付金 - 2,000 円) × 40% = 税額控除額

※ ただし、寄付金は、総所得金額の 40%、税額控除額は所得税額の 25%相当額が限度です。

〈例〉 一口 5,000 円の場合

(5,000 円 - 2,000 円) × 40% = 1,200 円 (税額控除)

### ◆ 所得控除等の手続き

#### (1) 「領収書」及び「税額控除に係る証明書」の送付

本会に対して 2,000 円を超える寄付をされた方に「領収書」及び「税額控除に係る証明書の写し」を送付します。

#### (2) 所得税の確定申告

確定申告の際に、「領収書」と「税額控除に係る証明書の写し」を添付してください。(ただし、「税額控除に係る証明書の写し」は、税額控除を選んだ場合のみ)